

## 普通自動車免許【短期プラン】利用規約

---

2023年4月13日	制定	第1版施行
2023年11月15日	一部改訂	第2版施行

---

この利用規約（以下、「当規約」と言います。）は、株式会社享成自動車学校（以下、「当社」と言います。）が運営する享成自動車学校（岡崎市井田町字茨坪34番地）、および享成自動車学校桜町校（西尾市米津町荒子24）（以下、「当校」と言います。）が提供する普通自動車免許に関する【短期プラン】（以下、「当サービス」と言います。）の利用について以下の通り当規約を定めます。ご利用のお客様には、当規約に従い当サービスをご利用いただきます。

### 第1条「定義」

1. 当規約の「お客様」とは、当規約に同意の上、当サービスをご利用いただく方を言います。
2. 当規約の「教習スケジュール」とは、一定の通学期間、または通学日数を定めた当校指定の教習スケジュールのことを言います。
3. 当規約の「予約申込」とは、お客様から当サービスのご利用を希望する旨のお申し出後、当規約4条「入校申込の成立時期」に定める入校申込の成立以前の状態を言います。
4. 当規約の「早期予約申込」とは、当校が定める一定期間内に、前項に規定する予約申込をいただいた状態を言います。

### 第2条「適用」

1. 当規約は、お客様の当サービスご利用に関して、当社、およびお客様に適用するものとし、お客様は当サービスを利用するにあたり、当規約を誠実に遵守するものとします。
2. 当サービスに関して当規約の他、当校の提供するサービス全般に関して定めた基本規約（以下「入校規約」と言います。）があり、当規約は入校規約の一部を構成するものとします。
3. 当規約の規定が前項の入校規約と異なる場合には、入校規約に特段の定めがない限りは、当規約の規定が優先されます。

### 第3条「当規約の内容変更」

当社が必要と判断した場合には、お客様の承諾なしに当規約の内容変更ができるものと

し、この場合の利用条件等は変更後の当規約に基づきます。なお、当規約の変更内容は、当校が定める方法により随時お客様に告知し、告知した時点から効力が発生します。また、当校が当規約の内容変更を行った後に、お客様が当サービスを利用した場合には、お客様は当規約の変更を承諾したものとみなします。

#### 第4条「入校申込の成立時期」

入校申込手続き後、当サービスの教習料金のお支払いをもって、成立するものとします。

#### 第5条「教習料金」

当サービスの教習料金は別紙当サービス料金表によります。

#### 第6条「教習料金の支払い時期」

原則として当サービスの教習料金は入校申込手続き時に、お支払いいただきます。

#### 第7条「予約申込および早期予約申込」

1. 当サービスは期間限定で、かつ各教習開始日に定員を設定しています。そのため、ご希望の教習開始時期に応じて、事前に受付状況などをご確認の上、ご希望に日程にて当サービスの予約申込をお済ませください。
2. 予約申込はお電話、または直接ご来校の上、お申込みいただきます。
3. 当校が定めた一定期間内に予約申込をいただいた場合には、早期予約申込の取り扱いとなり、別紙当サービス料金表に定める特典対象となります。

#### 第8条「定員および予約申込締切」

当サービスはご利用のお客様の定員の設定があります。定員に達した場合には、当サービスの予約申込をお断りさせていただきます。

#### 第9条「入校申込手続き時期」

当サービスの予約申込後、教習開始日 2 週間前までに入校申込手続きをお済ませください。教習開始日 2 週間前までに入校申込手続きをお済ませいただけない場合には、仮予約申込のキャンセル、当サービスのご利用を辞退されたと判断いたします。

#### 第10条「入校申込の解除」

1. 入校申込の成立後、お客様のご都合による入校申込の解除には、解除確定時期に応じて、キャンセル違約金が発生いたします。その詳細は以下の通りです。

入校申込の解除確定時期	キャンセル違約金
教習開始日の 14 日前から 8 日前迄	当サービス教習料金の 50%

教習開始日の7日前から2日前迄	当サービス教習料金の80%
教習開始日の前日から当日	当サービス教習料金の100%

解除確定時期とは、お客様からその旨お申し出をいただき、当校がそれを了承した時期となります

2. 教習開始日が3/14であった場合、解除確定時期で示す当日は3/14、前日と3/13、2日前は3/12、7日前は3/7、8日前は3/6、14日前は2/28（うるう年は2/29）となります。
3. 入校申込手続き時にお支払いいただきました、当サービス教習料金の内、キャンセル違約金を差し引いた金額をお返しいたします。なお、その算出は以下の通りとなります。
  - ① お支払い済み当サービス料金 － 普通車基本プラン料金 ＝ A
  - ② A × キャンセル違約金割合 ＝ キャンセル違約金

#### 第11条「変更と終了」

当校はお客様の承諾なしに当サービスの内容や料金を変更、および終了することができるものとします。また、当サービスの内容や料金の変更や終了をする場合には、当校が定める方法により、変更時期や変更内容を事前に告知します。なお、当サービスの変更や終了によりお客様が損害を被られた場合には、当校は一切の責任を負いません。

#### 第12条「当サービス各コースの詳細内容」

当校が提供する当サービスは、「スピードコース」「ハイスピードコース」「プレミアムハイスピードコース」と3つのコースが設定され、お客様もご希望に合わせて最適なコースを選択していただきます。

##### 1. スピードコース

- 1) 当コースは、教習開始日が指定され、技能教習は基本1日2時限、および学科教習を受講する教習スケジュールとなります。お客様にはこの教習スケジュールに従い、教習を受講していただきます。
- 2) 通学期間とは、教習開始以降、卒業検定までの期間を言い、当コースの通学期間は次の通りです。
  - オートマチック車・マニュアル車（所持免許なし）：1か月程度
- 3) 技能検定実施日や休校日、当校の混雑状況により、通学期間が変動することがあります。

##### 2. ハイスピードコース

- 1) 当コースは、教習開始日が指定され、技能教習は1日2時限、または3時限、および学科教習を受講する教習スケジュールとなります。お客様にはこの教習

スケジュールに従い、教習を受講していただきます。

- 2) 通学日数とは、教習開始以降、卒業検定までの実質の通学日数を言い、当コースの通学日数は次の通りです。
    - オートマチック車（所持免許なし）：20 日間
    - マニュアル車（所持免許なし）：22 日間
  - 3) 技能検定実施日や休校日、当校の混雑状況により、通学日数が変動することがあります。
3. プレミアムハイスピード
- 1) 当コースは、教習開始日が指定され、技能教習は第 1 段階 1 日 2 時限、第 2 段階 1 日 3 時限、および学科教習を受講する教習スケジュールとなります。お客様にはこの教習スケジュールに従い、教習を受講していただきます
  - 2) 当コースの通学日数は次の通りです。
    - オートマチック車（所持免許なし）：14 日間
    - マニュアル車（所持免許なし）：16 日間
  - 3) 当コースは法令上設定可能な最短通学日数の教習スケジュールとなります。

#### 第 13 条「卒業予定日」

教習スケジュールで示す卒業予定日は、あくまで目安でありその日に卒業をお約束するものではありません。教習スケジュールは法令で定める最低の教習時限数で設定しているため、お客様の運転技能の習得状況により、やむを得ず技能教習を延長した場合には、卒業予定日が遅れる事態が発生します。そのため、卒業予定日は目安であり、当初からお約束するものではないということとなります。

#### 第 14 条「教習スケジュールの確定」

教習スケジュールは入校申込成立時に確定となります。原則として、教習スケジュールの変更は対応いたしかねます。

#### 第 15 条「教習スケジュール変更」

1. 前条に定める教習スケジュールの確定以降、お客様のご都合による教習スケジュールの変更は、スケジュール変更手数料 1 回につき税込 2,500 円をお支払いいただいた上で、教習スケジュール変更の対応をいたします。
2. お客様のご都合により教習スケジュールに変更があった場合には、当初提示した通学日数に比べ通学日数が増加し、卒業までの期間を要することになります。また、当校の混雑状況により、1 日 1 時限の技能教習受講や学科教習のみの受講となる教習スケジュールを提示することがあります。

3. 技能教習の延長、技能検定や学科試験不合格があった場合には、教習スケジュールに変更が発生し、当初提示した通学日数に比べ通学日数の増加や卒業予定日に大幅な遅れが発生することがあります。

#### 第 16 条「スケジュール変更手数料除外対象」

以下の理由によって教習スケジュールに従い教習受講ができず教習スケジュール変更が必要になった場合には、スケジュール変更手数料のお支払い対象から除外します。

1. 変更の理由が当校に原因があると、当校が判断した場合
2. 発熱や怪我等、急な体調不良の場合  
(医師の診断書を提出していただく場合があります。)
3. 災害、事故等により公共交通機関に遅延や運休が発生した場合
4. 変更理由がおお客様の不可抗力によるものの場合
5. 忌引きの場合
6. 天災地変や悪天候、車両や設備の故障を含む不慮の事故等で教習中止を当校が判断した場合
7. 技能教習の延長、および修了検定、仮免許学科試験が不合格の場合

#### 第 17 条「教習のキャンセル」

1. 教習のキャンセル料金は入校規約第 16 条「教習のキャンセル」の規定の通りです。
2. 教習のキャンセルがあり教習スケジュールに変更が発生した場合には、当規約第 14 条「スケジュール変更」に規定するスケジュール変更手数料のお支払い対象となります。

#### 第 18 条「当サービスの利用解除」

1. 以下に該当した場合には、当サービスの利用解除となります。
  - 1) 教習スケジュール確定後、お客様のご都合によるスケジュール変更が頻発し、当規約第 12 条に規定する教習スケジュールの作成が困難と当校が判断した場合
  - 2) 教習スケジュール確定後、何らかの理由によって、お客様が長期間に渡り通学不可能となる、および教習受講のための時間確保が困難となる等、当規約第 12 条に規定する教習スケジュールの作成が困難と当校が判断した場合
2. 利用解除となった場合には、普通車基本プランへ移行対応となります。なお、利用解除となった場合、当サービスと普通車基本プランの差額の返金対応はいたしかねます。

#### 第 19 条「その他の事項」

1. オンライン学科教習をご利用の場合、オンラインにて受講可能な学科教習は教習スケジュールに反映されません。そのため、お客様ご自身でオンラインにて学科教習を計画的に受講していただきます。なお、未受講の学科教習等があった場合には、技能検定の受検資格が満たされませんので、ご注意ください。また、第1段階学科教習未受講があった場合には、教習スケジュール変更が発生し、教習スケジュール変更手数料のお支払い対象となります。

2023年11月15日  
株式会社享成自動車学校  
享成自動車学校  
享成自動車学校桜町校